

離婚届の記入例（裁判離婚の場合）

受理 令和 年 月 日		発送 令和 年 月 日	
第 号		第 号	
送付 令和 年 月 日		長印	
第 号		第 号	
婚姻調査 戸籍記載 記載調査 調査票附 票住 氏 票通 知			
離婚届			
届出する年月日を記入してください。 → 令和 年 月 日届出			
加西市 長 殿			
氏名	夫 加西 太郎	妻 加西 花子	
生年月日	昭和 56 年 2 月 10 日	昭和 58 年 7 月 29 日	
住所	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1	
世帯主の氏名	加西 一郎	加西 一郎	
本籍	兵庫県加西市北条町横尾1000番地		
筆頭者の氏名	加西 太郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父 加西 一郎	続き柄 妻の父 兵庫 二郎	続き柄
父母との続き柄	母 横尾 春子	長 男	母 兵庫 夏子
養父	続き柄 養父	養子	養母
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 裁判 令和 年 月 日 判決		年月日成立 年月日認諾 年月日認諾
婚姻前の氏にもとめる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもとめる <input type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 加西 桜子	妻が親権を行う子	
同居の期間	平成 24 年 4 月 から 年 月 まで		
同居する前の住所	(同居を始めたとき) (別居したとき)		
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常勤勤務者世帯(勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)) <input checked="" type="checkbox"/> 4 1から4にあてはまらない常勤勤務者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6 仕事をしている者のいない世帯		
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業	
その他			
届出人署名	夫 加西 太郎	妻	
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先	電話0790 (42) 1234
	夫 年 月 日	妻 年 月 日	自宅・勤務先 []・携帯

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に住所の異動届が必要です。

離婚の際、未成年の子がいるときは、裁判所の決定により、親権を行う子の氏名を書いてください。なお、この届出では、子の戸籍は移動しません。子の戸籍を移動するためには、家庭裁判所の許可を取得した上で、「入籍届」を提出してください。

届出時点で同居されている方は、空白で結構です。

申立人の署名が必要です。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

調停離婚などの裁判離婚の場合、証人欄は不要です。

証人 (協議離婚のときは不要です)	
署名 (※押印は任意)	印
生年月日	年 月 日
住所	
本籍	番地 番

裁判所からの調書等で日付を確認し、ご記入ください。

離婚で氏が変わった人は離婚後の氏や戸籍を次から選んでください。

- 元の氏に戻る場合
 - ・親の戸籍（婚姻前の戸籍）に戻る（左の例になります）
- 自分で新戸籍をつくる（「新しい戸籍をつくる」にチェックし、新本籍を記入してください。）
- 引き続き今までの氏を使う場合
 - ・別紙「戸籍法77条の2」の届を離婚届と同時に提出してください。（離婚届の「婚姻前の氏にもとめる者の本籍」欄の記載は不要です。）

未成年の子がいる場合は、次の口にあてはまるものにするしをつけてください。

- ☑ (面会交流)
 - 取決めをしている。
 - まだ決めていない。
- ☑ (養育費の分担)
 - 取決めをしている。
 - まだ決めていない。

未成年の子がいる場合は、ご記入ください。

お持ちいただくもの

- 離婚届
- 裁判所からの書類
 - 調停離婚: 調停調書の謄本
 - 審判離婚: 審判書の謄本と確定証明書
 - 和解離婚: 和解調書の謄本
 - 認諾離婚: 認諾調書の謄本
 - 判決離婚: 判決書の謄本と確定証明書
- 届出人のマイナンバーカード・運転免許証・パスポート等
※本人確認のため

◎届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。

※氏に変更がある場合、住民登録をしている市区町村役場に次のものをお持ちください。

- ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- ・国民健康保険証(加入者のみ)

※住所を変更される方は、別に住所変更の届出が必要です(市外から転入される場合は転出証明書が必要です。)